

議会運営委員会

平成25年5月27日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄	○木澤 正男	宮崎 和彦
小林 誠	伴 吉晴	嶋田 善行
坂口 徹		
中西 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 乾 善亮

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 大塚 美季

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開催し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。会議録署名委員に、木澤委員、宮崎委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメに沿って進めてまいります。

まず初めに、協議事項（1）平成25年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①会期日程につきましては、3月21日の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、6月3日、月曜日から6月20日、木曜日までの会期18日間で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成25年第3回斑鳩町議会定例会は、6月3日から6月20日（木）までの会期18日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席要請をしておりますので、付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。 乾総務部長。

総務部長

それでは、第3回議会定例会の初日に提出をさせていただきます議案でございます。議決案件が8件、承認案件が1件、認定案件が1件、報告議案4件の合計14件でございます。

そして、追加予定議案として5件の議案を上程させていただく予定を

いたしております。

その内容でございますが、まず、議決案件でございます。

1つ目の特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例についてでございます。国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑みて実施されております国家公務員の給与減額支給措置につきましては、地方公務員においても速やかに国に準じた必要な措置を講ずるよう、本年1月24日に閣議決定がされておりました、各地方公共団体に要請が行われたところでございます。本町では、平成17年度から特別職の職員の給料の減額を行っておりますけれども、国家公務員の給与減額支給措置の趣旨及び一般職の職員の給与の減額等を考慮いたしまして、更に特別職の職員の給料を減額することにつきまして、特例を定めるものでございます。

次に、2点目の斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例についてでございます。これにつきましても、特別職の職員等と同様に、国の給与減額措置による相対的な給与水準の上昇部分を引き下げることから、一般職の職員の給与を減額することについて、特例を定めるものでございます。

次に、3つ目の斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてでございます。すこやか斑鳩・スポーツセンターのトレーニング機器利用者の利便性の向上を図るため、使用料の支払いにおいて回数券方式を採り入れることから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、4つ目でございます。斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。奈良県営水道の給水料金が引き下げられたことに伴いまして、本年10月分の水道料金から、すべての口径を対象に使用料金を1㎡あたり一律10円引き下げることから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、5つ目でございます。平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,230万円を追加し、歳入歳出それぞれ83億2,230万円とするものでございます。

歳入予算の補正につきましては、自治会管理の防犯灯のLED化促進事業の実施にあたりまして、自治会を対象に行った意向調査の結果、補助金に要する費用の見込額が当初予算を上回ったため、防犯灯設置補助金を増額補正してまいりたいことから、その財源として財政調整基金5,230万円の取崩しをお願いするものでございます。

歳出予算の補正では、防犯対策費で、防犯灯設置補助金5,230万円の増額補正、それから保育園費で、町立あわ保育園において、送迎時の園児及び地元住民の皆様の安全等を目的として、園児送迎用駐車場の整備を行うため、687万9千円の増額補正をお願いするものでございます。最後に、今回の予算補正に要する財源として、687万9千円の予備費からの充当をお願いするものでございます。

次に、6つ目でございます。平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

その内容でございますが、余剰金5,175万7,848円のうち、減債積立金に300万円、利益積立金に300万円、建設改良積立金に3,000万円を積み立て、残余1,575万7,848円を繰り越すものでございます。

次に、7つ目でございます。斑鳩東小学校（本館東棟・本館西棟・体育館）の校舎耐震補強工事請負契約の締結についてでございます。工事請負契約について予定価格が5千万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。斑鳩東小学校の耐震補強工事につきましては、昨年度に北館東棟と北館西棟について工事を行っており、本年度におきましては、残る本館東棟、本館西棟及び体育館の3棟について工事を行うものでございます。去る5月14日に指名競争入札に付した結果、契約の相手方は、宮崎建設株式会社代表取締役辰己誠治、契約金額は1億7,724万円であり、工期は議会の議決後から本年8月28日までの87日間でございます。

次に、8つ目でございます。平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造

工事請負契約の締結についてでございます。工事請負契約について予定価格が5千万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。その概要につきましては、施工延長約346メートルの下水道管渠を埋設する工事で、工事場所は稲葉西1丁目及び2丁目地内でございます。去る5月14日に指名競争入札に付した結果、契約の相手方は、株式会社二隆建設代表取締役喜多信彦、契約金額は9,786万円であり、工期は議会の議決後から平成26年3月11日までの265日間でございます。

続きまして、承認案件でございます。

町長専決処分について承認を求めることについて（平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）でございます。

平成24年度の国民健康保険事業特別会計の決算を見込む中で、約4億5,600万円の歳入欠陥が生じることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により平成25年度予算からその不足額を繰上充用の措置を行う補正でございます。

その結果、補正後の予算総額が37億1,200万円程度となる見込みでございます。この補正予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年5月31日付けで専決処分させていただくものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、認定案件でございます。

平成24年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてでございます。地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

平成24年度の決算状況につきましては、営業収支は6,375万9,622円の営業収益、また、営業外収益では、2,611万7,794円の損失となったものの、当該純利益は、3,764万1,828円となりました。また、資本的収支では、2億750万7,450円に対し、資本的支出は、3億7,808万6,164円となりまして、支出超過額については、損益勘定留保資金等で補填することとした決算でございます。

ます。

続きまして、報告事項でございます。

1つ目は、平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）でございます。平成24年度から2か年の継続事業として取り組んでおります、ごみ積み替え施設整備事業及び道路新設改良事業、これは町道437号線（大和川堤防線）でございますが、これにつきまして、平成24年度に係る歳出予算の経費のうち、年度内に支出を終えることができなかつたものにつきまして、本年度予算での歳出の経費に充てるため、その報告を行うものでございます。

次に、2つ目の平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）でございます。平成24年度予算におきまして、繰越明許費の議決をいただきました老人憩の家耐震診断事業のほか10事業につきまして、繰越明許費に係ります歳出予算の経費を本年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものでございます。

次に、3つ目の平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）でございます。平成24年度予算におきまして、繰越明許費の議決をいただきました流域下水道整備促進事業について、繰越明許費に係ります歳出予算の経費を本年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものでございます。

次に、4つ目の平成24年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてでございます。

平成24年度におきまして、公益財団法人斑鳩町文化振興財団が実施した公演・文化講座事業は24事業でございます。これらの事業を含めた公益目的事業の実施に要した事業費は1億1,938万7,299円となっております。

また、収益事業等に要した事業費は1,985万7,708円となっております。

以上が、初日に上程をさせていただく議案でございます。

次に、追加予定議案といたしまして、5件ございます。

まずは、1つ目から3つ目までは、6月6日に開催をされます予定の消防広域化協議会の総会での37市町村の本合意を受けまして、追加上

程をさせていただきたいと考えております。

まず、1つ目の奈良県広域消防組合の設立に関する協議についてでございます。県内の37市町村で消防事務を共同処理するため、地方自治法第284条の第2項の規定により、構成市町村との奈良県広域消防組合を設立することについての協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、2つ目でございます。奈良県広域消防組合の設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議についてでございます。新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、地方自治法第288条の規定による構成町との西和消防組合の解散に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

3つ目は、西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてでございます。新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、地方自治法第289条の規定により構成町との西和消防組合の解散にともなう財産処分（基金、建物、消防車両、債務）に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

そして、追加予定議案の4つ目と5つ目につきましては、5月28日に開催をされます調停の状況によりまして、追加上程をさせていただきたいと考えております。この4つ目の平成25年（ノ）第6号慰謝料等請求調停事件の和解についてでございます。地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、平成23年1月11日に、斑鳩小学校体育館で6年生の生徒が体育の授業中に転倒し、前歯を2本を折る事故の調停の申立てについて、これまで2月22日と4月16日に調停が行われ、第3回目の調停として、5月28日に調停案が提示される予定となっております。

最後に、5つ目の平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。先の慰謝料等請求調停事件の和解によります慰謝料等の支払いにかかる補正予算をお願いするものでございます。

以上が、平成25年第3回議会定例会に予定をしております議案等の

内容でございます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長　ご苦労さまです。ただいま、付議予定議案の概要説明を受けましたが、委員皆さんのほうから質疑等ございましたら、お受けいたします。
ございませんか。　宮崎委員。

宮崎委員　今、部長が説明してはった、前歯を折ったというのは、どういう状態やったのか説明してもらえますか。

総務部長　先ほど申しあげましたように、斑鳩小学校の体育館で、体育の授業中でございます。縄跳びをされておって、転倒されて、前歯2本折られたという状況ということでございます。

宮崎委員　それで弁償しやんなんということですよ。それやったら、うちの息子も体育の授業で1回前歯折りよったけど、なんもなかったけど。まあそれで正式にやってやるということはいいです。

委員長　調停に入ってしまったからということで、今聞かせてもらったら、第3回目の調停が5月28日。そこで一応、和解の勧告もあるということで、その用意ということで、今、追加議案の予定ということで。総務委員会ではある程度の質問もあって、詳細なことも言うてもらってますので。調停になってしまったので、これは調停を和解するかどうかということは議決案件になってくるということで、今予定されているということで理解してもらいたいと思います。
他にございませんか。

(　　な　　し　　)

委員長　なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで了承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

まず、町長提出予定議案について、議事日程と委員会付託表をあわせてご覧いただきたいと思います。

日程順に確認していきます。

まず、日程1、会議録署名議員の指名、日程2、会期の決定をいたしまして、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。

次に、付託議案の取扱いですが、既に各常任委員会であらかじめ説明を受けておりますが、付託先などについて確認をしたいと思います。

まず、日程6、議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、日程7、議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について、日程8、議案第26号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、以上3議案は総務常任委員会に付託。

日程9、議案第27号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、建設水道常任委員会に付託。

日程10、議案第28号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）については、総務常任委員会に付託。

日程11、議案第29号 平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、水道決算に伴うものですので、水道決算審査特別委員会に付託したいと思います。

なお、この水道決算審査特別委員会につきましては、既に各常任委員会で委員の選出をしていただいているところですが、本会議初日に、本案を議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名の水道決算審査特別委員会を設置することについて、会議に諮っていただき、次に、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくことといたします。

次に、日程 1 2、議案第 3 0 号 斑鳩東小学校（本館東棟・本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結については、先ほどの総務部長の説明にもありましたように、初日に議決をいただきたいとのことです。委員付託を省略し、初日の本会議で即決することにご異議はございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。議案第 3 0 号については、委員会付託を省略し、初日の本会議でお諮りいただくことといたします。

次に、日程 1 3、議案第 3 1 号 平成 2 5 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結については、建設水道常任委員会へ付託。

日程 1 4、承認第 5 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 2 5 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）については、町長専決処分にかかる承認案件ですので、これまでの慣例により、委員会付託を省略し、初日に即決したいと思います。ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

承認第 5 号につきましては、初日の本会議で、その承認について諮っていただくことといたします。

次に、日程 1 5、認定第 1 号 平成 2 5 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、先ほどの水道決算審査特別委員会に付託いたします。

次に、日程 1 6、報告第 5 号から、日程 1 9、報告第 8 号までの 4 件の報告については、報告案件ですので、これまでの慣例により、本会議初日に報告を受けることといたします。

町長から、本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりですが、ここまで確認いたしました付議議案の取扱いについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

ここで、初日に即決となります議案第30号、承認第5号について、討論の確認をさせていただきたいと思います。

皆さんの中で討論等を予定されている方、あるいはまた、討論の予定があると聞かれている議案がございましたら、議長次第にも関わってきますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思いますが、ございませんか。

(な し)

委員長

そのほかの議案で討論を予定されている方はございませんか。
暫時休憩します。

(午前 9時25分 休憩)

(午前 9時25分 再開)

委員長

再開いたします。

今現在のところ、討論の予定はないものと確認をしておきます。

なお、もし討論になる場合につきましては、賛否の討論者は従来どおり、それぞれ1名とすることで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

初日の町長提案にかかる議案の取扱いについては、以上で終わります。次に、追加予定議案について、その取扱いについてを協議いたします。まず、消防広域化に係る3件の議案ですが、先ほどの総務部長の説明にもありましたように、6月6日に奈良県消防広域化協議会の総会が開催され、奈良県広域消防組合格約と協定書について、実質合意される予定であるということですので、ここで合意が整えば、議案が提出されてくることとなります。

議案の上程は、本会議においてなされるものであり、また、これは大変重要な案件でもありますので、担当常任委員会に付託して審議をすることが必要であると考えております。最終日に追加上程いたしますと、委員会審議をしないで即決ということにもなりますので、これまでの取扱いにはない取扱いとなりますが、6月6日、7日に一般質問のため本会議が開かれますので、この6月7日の一般質問終了後に、追加日程で消防広域化に係る3件の議案を追加上程し、総務部長の提出議案説明を受けて、総括質疑を行った後、担当委員会である総務常任委員会に付託すればどうかと考えております。

また、このときの議案の取扱いとしては、関連する議案ですので、一括議題で取り扱うほうが、総括質疑をするにしても効率的であると考えております。

以上、申しあげましたとおり、この3件の消防広域化に係る議案の扱いをいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

質問等もございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 委員会付託にするについては、それしか道はないのかなと思います。それで結構だとは思いますが、法的にクリアできるのかどうかだけ、確認したいと思って。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 先ほど委員長のほうからありましたように、本会議、一般質問という日程にはとってまいますが、本会議でございますので、本会議の日程

に追加をすることについては、問題はありません。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、異議なしと認めます。

消防広域化に係る議案につきましては、6月6日に奈良県消防広域化協議会において合意され、町長から提案がありました場合は、6月7日の本会議に上程し、総務常任委員会に付託するという確認しておきます。

なお、この消防広域化の件に関しましては、県から説明を受けるための全員協議会の開催を議長とも相談いたしておりますので、これについて、全員協議会のことですので、議長から報告をいただきたいと思えます。 中西議長。

議 長 今、委員長のほうから報告ありましたように、この件について、総務常任委員会で議論していただくというふうになりますねんけども、その前に、事前に、奈良県の消防広域化協議会のほうから、説明を受けたいということで、意見がまとまりましたので、6月10日、この日は朝から水道決算常任委員会ですんねんけども、これの午後1時から、全員協議会を開催したいと思っております。そしてまた、この日には、消防広域化協議会の組合設立準備室のほうから職員の方派遣していただいて説明を受けるといことで、県のほうの内諾も得ておりますんで、委員皆様にはご了承いただきたいと思えますんで、もしこれで了解を得られるようでしたら、早々にこちらのほうで手続きをしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。今、議長から報告のありましたように、6月10日午後1時から全員協議会を開催して、奈良県から関係職員に来ていただき説明を受けるといことですが、ご了承いただけますか。

(異議なし)

委員長

ご異議がないようですので、議長にはよろしく願いをしておきます。
次に、教育委員会の調停事件に関する議案ですが、5月28日に和解案が示されるということですので、6月定例会の告示日である31日までに双方の合意が整えば、告示のうえ初日に上程されることになると思います。また、合意が告示日に間に合わない場合、なおかつ告示日以後に合意がなされた場合は、これも追加議案になってこようかと思えます。

この場合、先ほど消防広域化に関する議案を7日に追加上程することを確認いたしましたので、これに間にあうようであれば、消防広域化の議案と合わせて追加上程ができますので、7日に上程をし、担当常任委員会である総務常任委員会に付託ができます。また、これにも間に合わない場合で、なおかつ6月14日の総務常任委員会までに合意が整い、総務常任委員会において説明ができるようであれば、ここであらかじめ説明を受けたうえで、最終日に追加上程していくということにしたいと思えます。

なお、次の補正予算(第3号)については、これも調停に対する和解議案と、その和解に基づく補正予算ですので、一括議題にしたいと思えます。

現時点では、このような取扱いをするということの確認だけしかできませんが、ただいま申しあげましたような取扱いをしていくということで確認をしておきたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

質問もお受けいたしますけど。

(な し)

委員長

結局、調停の中で和解勧告というんですか、和解を申し出されて、双方が、ということは原告のほうでも、その和解に同意するかどうかということが意思表示されなかったら、こちらとしても議案として提出できませんので、なかなか日程の定まりができないような状態ですので、致

し方ないかなと思っております。

できるだけ、28日の段階でもらえれば、当初から議案として上程していただけるので、やりやすいということなのですが、そういう状態ですので、皆さんにはご理解のほどお願いいたします。

それでは、異議なしと認めます。

先ほど申しあげましたような取扱いをするということを確認しておきます。

次に、④の斑鳩町農業委員会委員の推薦について、協議していきます。

現在、議会から推薦しております農業委員については、法律上の任期は、平成26年7月までとなっておりますが、議会申し合せにより任期は1年ですので、この6月議会で改選をしていただくことになっております。

つきましては、本会議初日の全員協議会で各議員さんからのご希望をお聞きして、決めていくことになるかと思えます。

そして、6月開会中の議会運営委員会で、追加議案とすることをご確認していただき、最終日に追加上程をすることにしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

農業委員の推薦については、初日の全員協議会で議員皆さんからご希望をお聞きし、最終日に議案を追加上程するという確認をしておきます。

なお、都市計画審議会委員についても、今回、改選となりますが、これについては、議案にはなりません。農業委員と同様に、初日の全員協議会でご希望をお聞きして、都市計画審議会委員を決めたいと思えますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 付議予定議案の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。
議長には、よろしくお願いをしておきます。
総務部長のほうから他に何か報告しておくことはありませんか。
乾総務部長。

総務部長 2点ございますので、よろしくお願いをいたします。
まず、1点目でございますけれども、6月6日（木）一般質問の日で
ございますけれども、午後から町長が、先ほどから出ております消防広
域化協議会の総会、これ、市町村サミットがございまして、その後引き
続いて消防広域化の総会がございまして、それに出席をする予定をして
おりますので、ご配慮のほう、よろしくお願いを申しあげたいと思いま
す。

それと、あともう1点でございますけれども、職員のエコスタイルで
ございますが、6月1日から10月31日までの5か月間実施をさせて
いただきたいと思いますので、議会におかれましても、この趣旨につき
ましてご理解ご協力をよろしくお願いを申しあげます。

以上、2点でございます。

委員長 今、総務部長から、2点の報告がありました。まず、1点目の6月
6日の件について、町長が午後から会議の出席のため出張されるという
ことです。この日は、一般質問の1日目ですが、本会議初日の当日に、
その辺のことも考慮しながら、一般質問の順序などを決めていくという
ことにしたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 異議がないようですので、議長には、その配慮をよろしくお願いいた
します。

次に、2点目のエコスタイルの件ですが、議場でのエコスタイルにつ
いては、町と同じように実施をしていただきたいと思いますので、議長
のほうで、取り計らい方お願いいたしておきます。

総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

(午前 9時38分 休憩)

(午前 9時38分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、2. その他についてを議題といたします。

委員皆さんのほうから何かありましたらお受けいたします。

何かございませんか。新しく今年度から入られた委員さんもおられますので、議会運営についてのことでも結構です。

ございませんか。

(な し)

委員長

議長のほうから何かございませんか。

(な し)

委員長

それでは、私のほうから皆さんに少し提案したいことがありますので、よろしく願いいたします。

先日の第2回県議会改革シンポジウムで、新聞報道でも載っておりますが、駒林教授ですね、立命館大学の法学部の教授ですが、議会の改革の動向と政策形成能力の充実についてということで、講演をいただきました。その中で、出身地域や職業が多様で、住民の多様な意見を吸い上げることができる議会は、政策のための課題発見に力を発揮する強みがあると、このように強調されました。また、一般質問や委員会での質問に終わらせず、議会として政策提言や政策条例に結び付けていくことが求められると述べ、政策形成をしていくための各議会にふさわしい仕組みづくりの構築を呼びかけておられます。

さらに、皆さんもお持ちだと思いますが、議員必携の465ページから371ページ、私、今、大きな数字のほうから読みあげましたが、この465ページに最初の文章があって、371に戻ってくるようなところに、分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策、サブタイトルとして、あるべき議会像を求めてという記事が載っておりますが、これは、やっぱり議会が活性化していくうえのバイブル的なこともあると思うんですが、その、おわりにというところに、このような文章載っております。「町村数はここへきて激減し、この減少傾向は今後も続くことが予想され、これまで培ってきた強固な一体性を保持し信念を持って自立の道を選択した町村と、合併を望んでも事実上不可能で自立をよぎなくされた弱小町村とに二極分解することは必定である。前者は後者よりも自立の条件で若干は有利だとしても、」私たちの斑鳩町は、この前者に当たるわけなんです、「前途が厳しいことには変わりはない。したがって、いずれの場合にも町村議会は、長や職員、さらに住民と一致協力して、規模が小さいだけに凝集力の強い町村の個性を生かした自立のための町村づくりをこれまで以上に強力に推進することが求められよう。そのためには、町村議会は、これまでともすれば見受けられた受動的な姿勢」ですね、よく言われてるように、「受動的な姿勢を改めて、町村政の中核たることを自覚し、その先頭に立つ気概を持って事に当たらなければならない。」このように述べております。この報告、今も申しあげた、分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策、これは報告という形でまとめられておりますので、この「報告が、そのような町村議会の活性化とそれを構成する町村議員の真摯な努力とに対して寄与できることを期待したい。」このように結びで載せられております。

議会基本条例の制定についても議論され、一定の方向付けがなされているようにも私は感じておりますが、議会の改革と活性化については、今後、いろいろと研究して、協議していきたいと考えております。

例えば、閉会中の委員会のあり方についても、早急に議論して、合理的、効率的に検討していきたい。また、さらに、自治会との懇談会、現在は、斑鳩町自治連合会の役員さん達と、懇談会、年1回持っておりますが、もう少し地域にこちらから出向いての開催も検討していきたいな

と、そのようにも考えておりますので、今後、委員皆様方と議論しながら、そういう活性化に向かってやっていきたいと、そのように考えておりますので、委員皆様のご理解とご協力をよろしくお願いしておきます。

この件について、まあ、いきなりしゃべりだしたので、どうかということになります、今の段階でのご意見もございましたら、お聞きしたいと思います。 伴委員。

伴委員 委員長は、今のお話で、議会基本条例を制定していこうと、それとも議会改革というテーマなのか、それとも、議会基本条例というものが前に、やっぱり大きな目標と、やっぱりそれを制定していきたいというように思われているのか、ちょっとそのあたり、ちょっとわからなかって。お願いします。

委員長 私は、議会基本条例の制定ということについての議論された時期というのが、私にはちょっといてなかったということもありますねんけども、その後のいろいろなこういうシンポジウムとか、平群町への視察等なんかで、最終的に基本条例を作るというのが目的じゃなくて、やはり基本条例とよく似たものを、斑鳩町の、独自の、議会は検討してね、弾力性のある慣例を作っている、私はそれでいいと思うんです。条例をきちっと作ってしまったら、条例にまた対していろいろな縛りもありますし、私はもう全く不勉強なんです、議会基本条例って、条例っていうのは、町の法律ですので、どう言うのかな、議会をそういうものとするんじゃない、もっと弾力性のある活性化を議会は独自にやっていく。だから、今ある慣例ということ、それを、この議員必携の中にも載ってる中をずっと精査しながら、今、町がやっているこの議会運営について、どうなんだらうと、そして慣例を変えていく。そういうことで、条例の制定までは、私は、今の時点では必要ないと、そのように思います。

伴委員 今、委員長のお話をお聞きして、私自身も、それでしたら、初め、ありきであればどうかなと思ひましてんけど、やはり、最終的にそれしか

ないと、議会基本条例が一番あうんやというのであればあれですけど、やはり、今の斑鳩モデルを発展させていくということであれば、私はそれで結構でございます。

委員長

先ほどからも言ってますが、議会基本条例を作ることだけで邁進してたら、やはり見えないところも出てくるんだと、それから住民サイドに立つこともちょっとおろそかになるんじゃないかなと、私は思っております。私達の政治倫理条例も、条例を制定するときには、私は、こういうふうに言ったらいかんけど、やっぱり中心的にやってきた、そういう経験もありますので、条例を制定する、まあ政治倫理条例については、やはり法律として議会もいろいろ検討してやってきたし、議員提案で制定してます。やけど、この議会基本条例がね、条例まで制定する必要はないんじゃないかなということは、今の段階では思います。それらで、議会の慣例ということで、どうしても縛れないようなものがあるんだっただらという中で、条例化してもいいかなと思いますけど、条例ありきでは、私は考えておりません。

他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

4年ほど前でしたか、議会の活性化ということで、議員の資質の向上を上げるということで、勉強会の開催を提言して、それにのっとりやってきましたけれども、基本的には議員の資質の向上が、まず第一だと思えますんで、その勉強会の充実ですね、今、3月に1度かろうじてやっていますけれども、そこら辺を充実させていけばどうかなと、私自身はそのように思っております。

委員長

勉強会というのを、全員協議会が議論できる場所と、それから縛りという形で来てもらっていることに、ありがたいなと思ってます。2年間の勉強会、議会本来の運営の勉強会もありますし、それといろんな情勢で県から派遣してもらって勉強会やっている、その時、その時のテーマを持ってやっておられますんで、このことはもちろん充実させていきますし、その発展型という形で、先ほどちょっと触れましたが、地域の

自治会、例えばその地域、地域に懇談会という形で、出前じゃないんですが、働きかけて、その地元へ議会が行って、議会の、私は住民の方にもっと議会の重要性、議会の必要性をPRしていきたいなど、そのように思ってます。住民にとって議会って何をしてるんだということは、やはりいまだ理解していただけてないなということちゅうのはたくさんありますので、この勉強会を通じて、それを拡大した形もやっていってもらいたいなど。これは議長が全部仕切ってもらうんですが、委員の皆さんでプランを練ってもらって、そして、議長のほうから各自治会へエリアを決めて出向いていくと、そういう形もいいのではないかなと、いろんなことも考えながら、今、嶋田委員がおっしゃったとおり、やはり議員の資質の向上、これを常に目指しておかなければ、やはり停滞してしまう、そのように思っておりますので、その点も皆さんから意見をいただきながら検討して行って、研究していきたいと、そのように思っております。

他、ございませんか。 伴委員。

伴委員

結局のところ今、嶋田委員おっしゃられたように、正直言って私は、勉強会やっていただきましたわな。やっぱり県がどう思っているんかとか、そういうことが非常に勉強にはなったんですけど、これは続けてやっていただくということですね。それとまた地域という、議会運営っぽい、そっちのほうとはまた別というか、今までどおりのこともしてくれはると、そう考えていいわけですか。

委員長

伴委員がおっしゃるように、県がどう思っているかということは、県からの出前講座というか、今の勉強会、それをもって、それを斑鳩町の議会として咀嚼して、そして地元へ入る。やはり住民にとってみたら、町の事業と県の事業、名前はわかるけど、なぜ、例えばこの前もあそこの中宮寺の交差点の火事の後、あそこになぜやねと、一般質問でいろいろ、宮崎委員もされてますし、聞いていっても、それは聞いていると、だからそういうことがあるんだということもあって、あの地域でも入っていくとかね、そういう具合に、こちらは一応知識を得てなかった

ら、地元へ入って、いやこれは県の事業ですからわかりませんねと、これはできないと思いますから、やはり、今までどおりの勉強会はきちっと定期的にやって、それらを踏まえての地域に入ると。でないとも何もわからへんのかということになって、同じやと思われたら、これはやっぱり地元へ入るだけの値打ちがないと、そのように思いますので。

伴委員。

伴委員

地元に入る、そういうやり方、それに対しても今後やっていくかどうかというのは、皆これから議論していくということですね。それをやるってというのは決まりではなく、そういうことすな。私は個人的には、各種団体とか、そういうふうな意見なんかも非常にいいんじゃないかなというふうにもちょっと思っておりますんで、その辺また今後ということで。わかりました。

委員長

伴委員、そのように、私は今、一例として地域を、自治会、何個かの自治会をチョイスして、そこの自治会長らにお世話願って、議会から、今の議会はこういうことをしてますよというようなことも、いくための、まあネーミングも皆さんで考えてもらいたいと思いますかね。出前講座というのは、ちょっと、講座的なことはないかなと思いますけど、町がそういう具合に出前講座ということで担当課で言っているということもありますんで。こちらから出前に行くというようなほうがいいのかなと。やっぱり地域から出してもらって議会から行くんじゃないかと、そういうのもいいのかな。今後そういうことを、いろいろこの議運で議論して、全議員にご理解をいただいて、実施していきたいなと思っておりますので、それをこの議会運営委員会がどういう形で継続して議論するんだとか、もうちょっとテーマを絞らな漠然としてますので、できましたら次の時ぐらいまでにテーマとか、それらを出して、副委員長と相談、副委員長もまだ唐突な話やから、何を委員長が話し進めるんやと、ものすごい心配してると思いますねんけど、ちょっとそこらどういうものに、私自身がまだ全然整理できてませんので、今日お2人の意見聞かせてもらってますし、それらを加味しながら、やっていきたいなと思っております。

す。

もう少し整理した段階のことをご用意して、皆さんにご理解してもらって、それから協議を進めていきたいなと思っておりますので、それらについて、副委員長と私にご一任お願いできますか。

よろしいですか。

(異議なし)

委員長 そしたら、そのようにいたしたいと思しますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局から何かありますか。 藤原議会事務局長。

議会事務 1点、ご報告をさせていただきます。

局長 子ども模擬議会についてでございますが、本年におきましても、8月9日(金)に実施をしたいと、教育委員会からお話ございました。8日のリハーサルと合わせて、2日間、議場を使用されることとなりますので、ご了承賜りたいと思しますのでよろしくお願ひを申しあげます。事務局からは、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 9時59分 閉会)